

みやこ町公式SNS運用方針

1 趣旨

この方針は、民間企業が提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した適正な情報受発信をするため、みやこ町（以下「町」という。）が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この方針において「SNS」とは、フェイスブック、ツイッター等のインターネット上のサービスを利用して情報を発信し、相互に情報のやり取りを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3 運用主体および運用管理者

- (1) 町は、みやこ町公式SNS（町が運用する各SNSをいう。以下「公式SNS」という。）を運用する。
- (2) 公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、公式SNS運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (3) 運用管理者は、行政経営課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。
 - ① 公式SNSのアカウント登録並びにID及びパスワードの管理に関すること。
 - ② 公式SNS全体の構成及び調整に関すること。
 - ③ 公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導及び助言に関すること。
 - ④ その他、公式SNSの運用に関すること。

4 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用主体として公式SNS名及びアカウントを、みやこ町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に明示する。

5 情報発信内容

- (1) 公式SNSを活用して情報を発信できる項目は、次のとおりとする。

- ① 行政情報
- ② 町及び町教育委員会が主催し、又は共催するイベント情報及び観光情報
- ③ 防災や災害の発生などに関する情報
- ④ その他、運用管理者が必要と認める情報

6 運用方法

- (1) 公式SNSで投稿等をする職員（以下「投稿職員」という。）は、各発信部署の課長等（以下「課長等」という。）が指定した者とし、投稿等は、課長等が責任を負う。
- (2) 投稿職員は、前条に規定する情報を必要に応じて投稿する。
- (3) 情報の発信時間は、原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時までの不定期とする。ただし、緊急時や休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果などについて情報発信する場合は、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、課長等の判断により情報を発信できるものとする。
- (4) 公式SNSは、専ら情報発信を行うものとし、コメント欄に投稿された意見等には、原則として返信しないものとする。
- (5) 町は、発信情報に関係のないコメントや、次の禁止事項に該当すると判断したコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする。

7 禁止事項

町は、次の各号のいずれかに該当する投稿を禁じる。

- ① 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容のもの
- ② 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ③ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ④ 著作権、商標権、肖像権など町又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- ⑤ 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- ⑥ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ⑦ 公の秩序又は善良の風俗に反する内容のもの
- ⑧ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ⑨ 本人の承諾なく個人情報^{ひぼう}を特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを害す

るもの

- ⑩ 他のユーザー又は第三者になりすまして投稿されたもの
- ⑪ 有害なプログラム等に誘導するもの
- ⑫ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ⑬ 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- ⑭ 各種SNSの利用規約に反すると思われるもの
- ⑮ その他、町が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 著作権

- (1) 公式SNS掲載情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、町又は正当な権利を有する者に帰属する。
- (2) 利用者は「私的利用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合及び公式SNS上での「シェア」機能等の利用による転載の場合などを除き、無断で複製し、又は転載することはできない。

9 ホームページとのリンク

公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として町ホームページ及び公式SNS間のみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

10 運用の停止または終了

町は、公式SNSの運用が困難になった場合には、町ホームページに明記し、公式SNSの運用を停止し、又は終了することができる。

11 免責事項

- (1) 町は、公式SNS掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 町は、利用者が公式SNS掲載情報を利用し、又は信用したことにより利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

- (3) 町は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 前2号に定めるもののほか、町は、公式SNS掲載情報に関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (5) 町は、予告なく公式SNS運用要綱の変更、運用方法の見直し又は運用の中止をする場合があるものとする。

1.2 その他

この方針に定めるもののほか、公式SNSの運用に関し必要な事項は、運用管理者が別に定める。

1.3 適用

この方針は、令和4年6月23日から適用する。